

令和7年度

総合健康診査（町ぐるみ健診）及び 女性検診のご案内

受診すると、健康ちゃんじ
事業でポイント獲得できます
（令和7年度）

令和6年度
事業概要はこちら→



特定健診・がん検診は 毎年受けて安心！お得！

- 自覚症状がない段階でリスクに気づき、早期発見・早期治療できる。
- 異常が進む前に生活習慣を改善でき、病気を予防できる。
- 町の補助により費用の負担が少ない！
- 節目年齢は一部の検診費用が無料！
- 健康への投資で医療費を節約！



＜健診内容の詳細は裏面をご覧ください＞

健診内容について

特定健診

特定健診は、心臓病や脳卒中など、生活習慣病の前兆となるメタボリックシンドローム（メタボ）に着目した健診です。ご加入の健康保険により受診方法、検査項目や料金が異なります。職場で健診がある方は、そちらをご利用ください。

がん検診 について

がんになる前の病変を見つけて、がんになることを防ぐことができます。
症状が出る前にがんを見つけて、治療にかかる負担を少なくすることができます。
がん検診は定期的に受けることでがんの早期発見・早期治療につながります。
※がん検診は 100%の精度ではありません。がんがあっても見つからない場合やがんでなくても結果が「陽性」となる場合があります。

健診の流れ

① 申込

2月：同封の申込書をご覧ください、希望する健診に○をしてください。
受けない場合でも提出してください。

② 届く

5月：ご希望の健診日の2週間前までに受診案内が届きます。
受診案内に受診票が入っています。

③ 受診

5~6月：案内をご覧ください、当日に会場へお越しください。
混雑を避けるために、日時指定しています。都合が悪い場合は変更もできます。

④ 結果

7月：約4週間後に自宅に郵送されます。検査結果を必ず確認してください。

あなたのために、家族のために、年に1回、受診しましょう！

特定健診以外は加入している保険に関係なく、受診できます。

予約時間を割り当てて受診票を発送します。

健診結果で要精密検査の通知があった方は必ず医療機関を受診しましょう。

★会場・日時

健康診査（町ぐるみ健診）日程					
月	日	曜日	会場	受付	歯周疾患健診
5	28	水	浜坂体育センター	午前	
	29	木			実施日
	30	金			実施日
6	1	日			
	2	月			実施日
	3	火			実施日
	10	火	保健福祉センター すこやか〜に	午前	
	11	水			実施日
	12	木			実施日
	13	金			実施日
	14	土			
9	18	木	浜坂体育センター	午前	
			すこやか〜に	午後	

女性検診				
月	日	曜日	会場	受付
9	24	水	浜坂多目的集会施設	午前 ・ 午後
	25	木		
	26	金		
	30	火	すこやか～に	
10	1	水		

※9/24は乳がん検診のみ。

＜町内巡回 肺がん検診＞ ＊午後の実施

肺がん検診車で各地域を巡回します。

5月20日（火） 6月2日（月）

5月21日（水） 6月11日（水）

5月22日（木） 6月12日（木）

5月26日（月）

※巡回で受診されたら町ぐるみ健診では受診できません。

＊町内巡回肺がん検診、女性検診の詳細は広報等でご確認ください。

★令和7年度の節目年齢

下記の生年月日の方は無料で検診が受けられます。

この機会に受診しましょう！

子宮がん検診		
平成16年4月2日～平成17年4月1日	20歳	

乳がん検診		
（マンモグラフィーのみ無料、乳腺エコーは希望受診で有料です）		
昭和59年4月2日～昭和60年4月1日	40歳	

肝炎ウイルス検診		
昭和59年4月2日～昭和60年4月1日	40歳	
昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	45歳	
昭和49年4月2日～昭和50年4月1日	50歳	
昭和44年4月2日～昭和45年4月1日	55歳	
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	60歳	
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	65歳	
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	70歳	

大腸がん検診		
昭和59年4月2日～昭和60年4月1日	40歳	

＊「子宮がん」「乳がん」「大腸がん」の節目対象者には、4月以降に無料クーポン券を郵送でお届けしますが、**申込みが必要です**。検診をご希望の方は、必ず別紙の申込書にて申込みをしてください！

★人間ドックの助成について

公立浜坂病院で人間ドックを受診した場合に受診費用の一部を助成します。

＜対象者＞

- ・新温泉町国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入している方
- ・人間ドックを受診した日において40歳以上の方
- ・受診日及び助成金の交付申請をした日において町内に住所を有する方
- ・受診日の属する年度内に町が実施する町ぐるみ健診を受診していない方
- ・町税の滞納がなく、かつ、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の滞納がない世帯に属する方

＜助成金額＞

人間ドックの受診に要した費用の半額（100円未満は切捨て）（上限2万円、1年度に1回限り）

特定健診の結果によって、
保健指導が行われます



特定保健指導の対象となった方は、保健師や栄養士などによる健康サポートを実施します。案内があったら生活習慣を改善するチャンスです。ぜひ、ご利用ください。